

道路台帳デジタル化及び公開型G I S等構築業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、道路台帳デジタル化及び公開型G I S等構築業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

（１） 業務名

道路台帳デジタル化及び公開型G I S等構築業務委託

（２） 業務の目的及び内容

別添「道路台帳デジタル化及び公開型G I S等構築業務委託特記仕様書」のとおり

（３） 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月15日まで

なお、本業務で構築する各システムは令和6年3月1日より本稼働を開始すること。

（４） 見積限度額

金149,930,000円（消費税及び地方消費税を含む）ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 実施型式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

（１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（２） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者がいないこと。

（３） 会社法（平成17年法律第86号）に基づく精算の開始又は破産法（平

成 16 年法律第 75 号) に基づく破産の申立てがなされている者がいないこと。

- (4) 上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱(平成 16 年上天草市告示第 89 号) 又は上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約等に係る指名競争入札(見積) 参加者の資格審査要綱(平成 17 年上天草市告示第 107 号) の規定に基づき、入札参加資格の審査を受けている者であること。
- (5) 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領(平成 16 年上天草市告示第 94 号) 又は上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱(平成 27 年上天草市告示第 71 号) の規定に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (6) 上天草市暴力団排除条例(平成 24 年上天草市条例第 5 号) に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (7) 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がないこと。
- (8) 熊本県内に本社、本店、支社、支店又は営業所を有すること。
- (9) 道路台帳デジタル化業務において、元請として同種業務の実績を有すること。なお、同種業務とは以下の要件に該当する業務を指す。
 - ア 市町村において、「道路台帳デジタル化のための基準書作成」及び「道路台帳デジタル化(ベクトル化)」を実施し、現在もデジタルデータで運用されている業務
 - ※ 道路台帳デジタル化とは、縮尺 1/1000 以上の道路台帳図に表現されている地形・幅員数値・舗装区分等を全て国家座標値にてベクトルデータ化することを指す。
 - ※ 道路台帳図の画像電子化(スキャナーによる画像化、ラスター画像化) 及び道路網図のラインデータ作成だけの業務は同種業務と認めない。
- (10) 道路台帳システム構築業務において、元請として類似業務の実績を有すること。過去 10 年(平成 25 年度から令和 4 年度まで) 以内に九州管内の市町村で完了した道路台帳システムの構築業務のことをいう。
- (11) 公開型 GIS 構築業務において、元請として類似業務の実績を有すること。なお、類似業務とは以下の要件に該当する業務を指す。
 - ア 市町村において、インターネット上で稼働する「公開型 GIS」を構築した業務
 - イ 過去 10 年(平成 25 年度から令和 4 年度まで) 以内に市町村で完了し、現在も稼働している公開型 GIS の構築業務
- (12) 地方共同法人地方公共団体情報システム機構(J-LIS) の「総

合行政ネットワークASPアプリケーション及びコンテンツサービス
(3 地理情報の共有)」に自社で登録していること。

5 プロポーザルに係る実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和5年4月10日(月)から令和5年4月24日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 配布場所

上天草市ホームページから直接資料のダウンロードを行うこと。ただし、これにより難しい場合は、次の場所にて資料を配布する。

熊本県上天草市松島町合津7915番地1

上天草市役所建設部建設課(以下「主管課」という。)

(3) 配布資料

ア 道路台帳デジタル化及び公開型GIS等構築業務委託公募型プロポーザル実施要領

イ 道路台帳デジタル化及び公開型GIS等構築業務委託特記仕様書

ウ 質問票(様式第1号)

エ 参加表明書(様式第2号)

オ 会社概要(様式第3号)

カ 類似業務実績調書(様式第4号)

キ 企画提案書(様式第5号)

ク 見積書(様式第6号)

6 質問書の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書(様式第1号)

(2) 提出期限

令和5年4月14日(金)午後5時

(3) 提出場所

主管課

(4) 提出方法

質問書は、電子メールで提出することとする。

なお、電話、来庁等による口頭での質問は、受け付けない。

(電子メールアドレス: imada-d_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp (担当)

kensetsu_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp (代表))

※ 上記電子メールアドレスについては、スパム対策として「@」を

「_atmark_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。

※ 件名は「道路台帳デジタル化及び公開型G I S等構築業務委託（事業者名）」とすること。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年4月19日（水）までに、上天草市ホームページに掲載する。

7 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

参加表明書（様式第2号）

※ 紙媒体の提出のみ受け付ける。

(2) 添付資料

ア 会社概要（様式第3号）

イ 類似業務実績調書（様式第4号）

※ 過去の同種業務の実績について記載すること

ウ 履行実績、配置予定技術者の従事実績が確認できるもの。（契約書の写し及び完了認定書、契約締結時の仕様書、テクリス登録情報等）

※ 道路台帳デジタル化、道路台帳システム構築、公開型G I S構築、道路通報システム及び窓口対応システムについて、実績が分かる資料を提出。実績評価として採点する。

※ 道路台帳デジタル化、公開型G I Sの要件については、本プロポーザル参加条件と同じとする。

※ 道路通報システム及び窓口対応システムについては、過去10年（平成25年度から令和4年度まで）以内に全国の市町村で完了し、現在も稼働しているシステム。

※ ア～ウについては、紙媒体又は電子データの提出を受け付ける。

(3) 提出期限

令和5年4月24日（月）午後5時

(4) 提出場所

主管課

(5) 提出方法

提出資料は、紙媒体（一部は電子データを認める）とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く。）受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「道路台帳デジタル化及び公開型G I S等構築業務委託（参加表明）」と朱書きのうえ、

郵便書留により提出すること。

8 企画提案書等の提出

7(1) 参加表明書を提出した者で参加資格があると認められたものは、(1)に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類（原則A4版、長編綴じ印刷）

ア 企画提案書（様式第5号）

イ 業務に対する提案書（任意様式）

A4縦版横書き、表紙・目次を含まずに20ページ以内、ページ番号を付記し、両面印刷で作成すること。ただし、工程表など資料の内容によってはA3横版でも可とする（A4縦版に折込み、2ページでカウントすること）。企画提案を行うに当たり、次の内容を含む提案をすること。

【提案内容】

1. 実施方針
2. 工程管理
3. 実施体制
4. 道路台帳デジタル化整備基準書作成
5. 路線再編（案）の議会資料作成
6. 道路台帳デジタル化
7. 路面性状調査
8. システム構築
9. セキュリティ
10. 運用・保守
11. 道路台帳補正の手法について
12. その他提案

ウ 見積書（様式第6号）

見積書には、別途見積金額積算の内訳書を添付すること。内訳は、人件費、システム構築費及び諸経費等の積算の内訳が判別できるよう詳細に記載すること。

また、特記仕様書『別紙2』に記載する道路台帳管理システム等の維持管理に係る「ASPサービス及び運用サポート見積仕様書」の内容を満たすランニングコスト、特記仕様書『別紙3』に記載する「道路台帳補正業務見積仕様書」の内容を満たす道路台帳補正に係る費用も併せて記載すること。

エ システム要求機能一覧表（特記仕様書『別紙1』）

特記仕様書『別紙1』に記載するシステム要求機能一覧表について、標準機能ならば○、代替案対応の場合△、対応不可能の場合×を記載すること。

オ 配置予定技術者表及び実績資料（テクリス）

下記の項目を基に一覧を作成すること。

No.、氏名、配置予定の役職、役職の業務内容（簡易的に表現すること）、実績（テクリス情報）

※ 実績については、「5 参加表明書等の提出」で提出した事業の中で、テクリス登録したものを対象とする。

(2) 提出期限

令和5年5月2日（火）午後5時

(3) 提出場所

主管課

(4) 提出方法

提出書類は紙媒体及び電子データとし、紙媒体は持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「道路台帳デジタル化及び公開型GIS等構築業務委託（企画提案書）」と朱書きのうえ、郵便書留により提出すること。電子データは電子媒体（DVD-R）により提出することとし、提出期限までに必着すること。

(5) 提出部数（紙媒体）

9部

9 審査方法

本プロポーザルの審査は、別に設置する「道路台帳デジタル化及び公開型GIS等構築業務受託候補者選定審査会」（以下「審査会」という。）において、規格提案書等の書類を審査し、プレゼンテーションを聴講し、企画提案を総合的に審査のうえ、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

(1) プレゼンテーション

提出された規格提案書の内容については、審査会に対し、プレゼンテーションを行うこととする。

ア 期日 令和5年5月9日（火）予定

イ 場所 上天草市役所松島舎内

※ プレゼンテーションは、実際に業務を主に担当する者が行うこと。

※ 日時、会場等の詳細については、個別に連絡する。

※ 参加者が多数となった場合は、書類審査による1次選考を行う場

合がある。

※ 参加者が1者のみであった場合でも、審査会において妥当であると判断された場合は、受託候補者として選定する。

(2) 審査項目及び審査基準

道路台帳デジタル課及び公開型GIS等構築業務受託候補者選定審査会設置要領別表のとおり

10 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後、全提案者に郵送又は電子メールにて通知する。

11 スケジュール

本業務に係るスケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程
公告	令和5年4月10日（月）
質問書の提出期限	令和5年4月14日（金）
質問書の回答	令和5年4月19日（水）
参加表明書の提出期限	令和5年4月24日（月）
企画提案書等の提出期限	令和5年5月 2日（火）
企画提案書の審査	令和5年5月 9日（火）
審査結果通知予定日	令和5年5月10日（水）
契約予定日	令和5年5月19日（金）

12 企画提案者の失格

次の各号のいずれかに該当するときは、その企画提案者を失格とする。

(1) 企画提案者が次のいずれかに該当するとき。

- ア 選定審査会に参加しなかったとき。
- イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- ウ 公平な審査を阻害する行為があったとき。

(2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。

- ア 提出方法、提出先及び提出期間が示された要件に適合しないとき。
- イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
- ウ 見積額が見積限度額の範囲を超過したとき。

13 契約手続

審査の結果、受託候補者となった者については、主管課と提案内容の詳細について協議をし、市がこれに基づいて決定した予定価格の範囲内で市と契約手続を行うこととする。

なお、契約締結に至らない場合は、次点者と契約手続のための協議を行うこととする。

1 4 その他留意事項

- (1) 提出期限経過後の書類の差替え及び再提出は認めないものとする。
- (2) 1 参加者につき 1 提案とし、提出書類の返却はしないものとする。
- (3) 本プロポーザルに係る費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (4) 採用された企画に係る著作権その他一切の権利は上天草市が有することとする。
- (5) 提出された企画提案書を受理した後の企画提案者による加筆及び修正は認めないものとする。
- (6) 企画提案及び契約手続において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単価は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (7) 提出された企画提案書等について、開示請求があった場合は、上天草市情報公開条例の規定に基づき開示する場合がある。

1 5 問合せ先

〒 8 6 9 - 3 6 9 2

熊本県上天草市松島町合津 7 9 1 5 番地 1

上天草市役所建設部建設課（担当：今田）

電話 0 9 6 9 - 2 8 - 3 3 5 0（直通）

ファクシミリ 0 9 6 9 - 5 6 - 3 1 9 0

電子メールアドレス imada-d_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

※ 上記電子メールアドレスに関し、スパムメール対策として「@」を「_atmark_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。